

環境農林水産常任委員会資料

令和6年4月26日

環境森林部

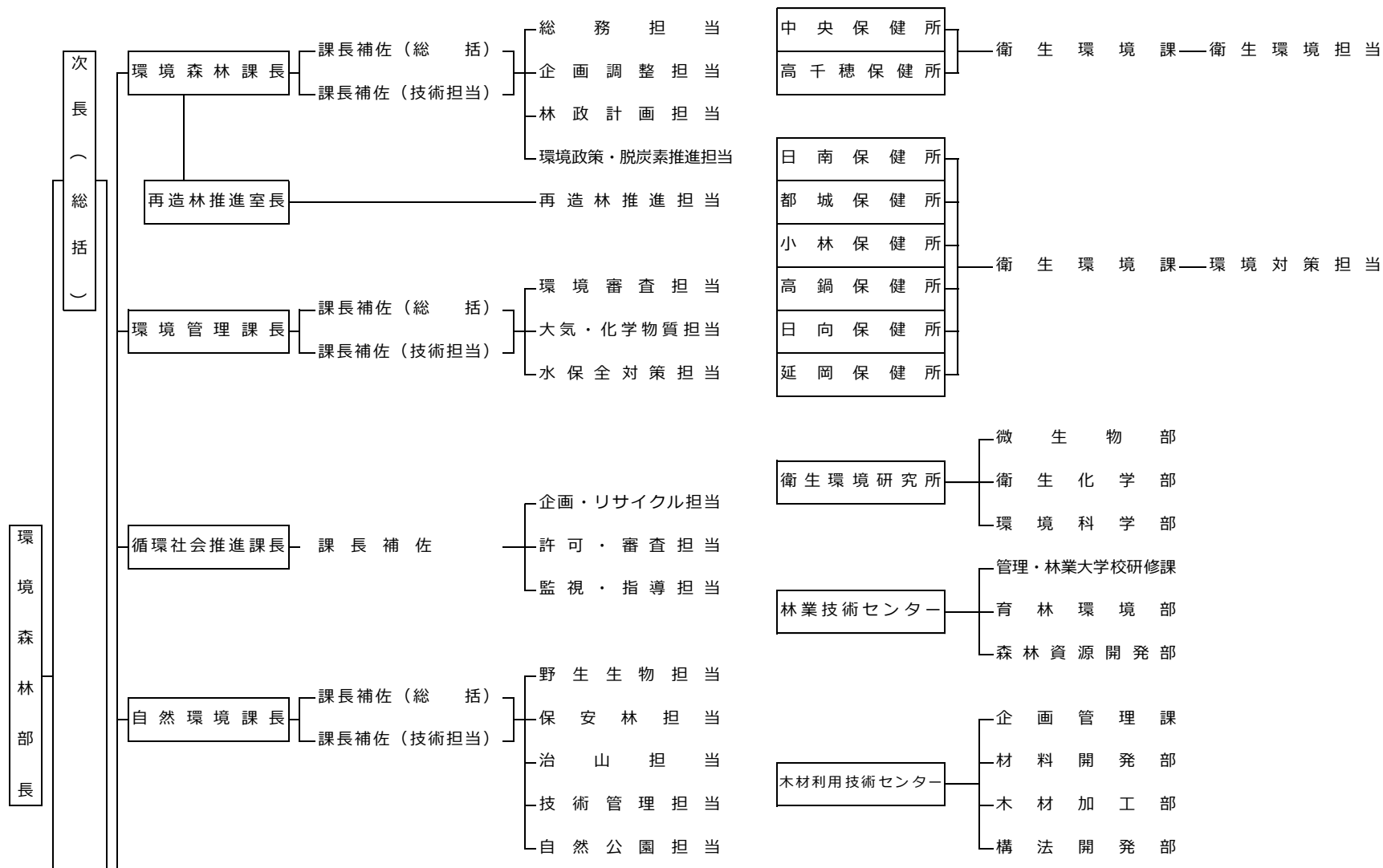
目次

	ページ
1 令和6年度環境森林部幹部職員名簿	3
2 令和6年度環境森林部執行体制	4 – 5
3 令和6年度環境森林部歳出予算（課別）	6
4 令和6年度環境森林部新規・重点事業	7 – 34
5 その他報告事項	
①硫黄山河川白濁に係る応急対策について	35 – 36
②「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の制定について	37 – 45

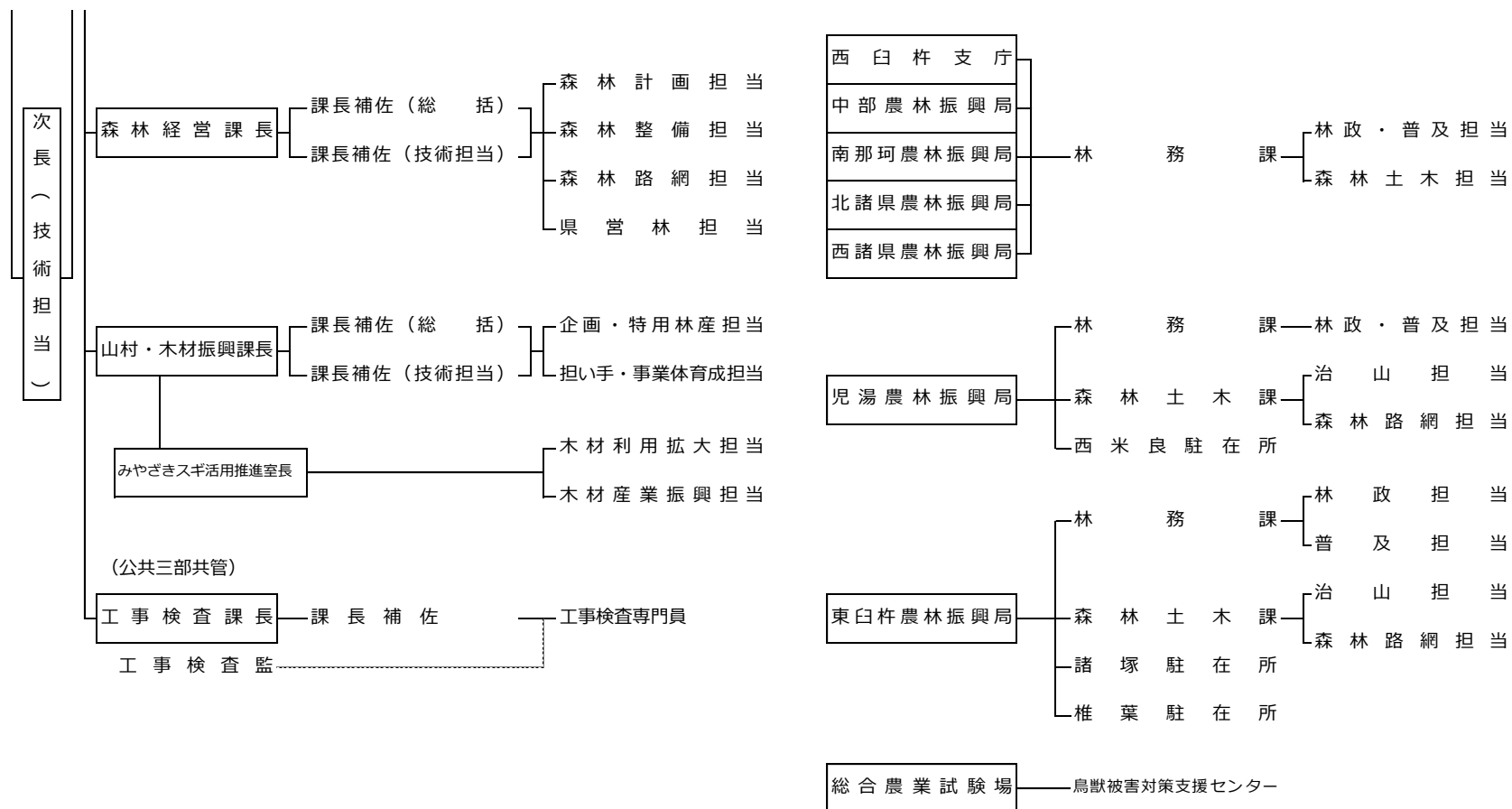
1 令和6年度環境森林部幹部職員名簿

部長		ながくら さちこ 長倉 佐知子	
次長（総括）		たしろ のぶあき 田代 暢明	
次長（技術担当）		まつい けんたろう 松井 健太郎	
課 名	課長・室長等	課長補佐（総括）	課長補佐（技術担当）
環境森林課	いき 壺岐 さおり 再造林推進室長 ながた せいらう 永田 誠朗	まるおの たかやす 丸小野 高康	やまぐち ゆうじ 山口 雄司
環境管理課	おちあい かつのり 落合 克紀	おおくぼ くみこ 大久保 久美子	まつもと きみひこ 松本 公彦
循環社会推進課	ながとも かずや 長友 和也	みま たかゆき 美間 高行	
自然環境課	かわばた しょういち 川畑 昭一	ぬくみ あきのぶ 温水 顕信	ながみね ともりの 永峰 智徳
森林経営課	まつなが まさはる 松永 雅春	ひらた しげき 平田 茂樹	とやま けん 外山 賢
山村・木材振興課	ふたみ しげる 二見 茂 みやざきスギ活用推進室長 ささやま としき 笹山 寿樹	なんじょう としふみ 南條 寿文	たけもり なおひこ 竹森 尚彦
工事検査課	こだま ひろふみ （児玉 広文） 工事検査監 みやかわ よしかず 宮川 美品	そのべ たろう （園部 太郎）	
林業技術センター	所長 いけだ たかゆき 池田 孝行	副所長 くろぎ やすよ 黒木 泰代	
木材利用技術 センター	所長 うえの きよふみ 上野 清文	副所長 わかまつ しげき 若松 茂樹	
(議会担当) 環境森林課企画調整担当 主幹 福留 麻衣			

2 令和6年度環境森林部執行体制



2 令和6年度環境森林部執行体制



3 令和6年度環境森林部歳出予算（課別）

（単位：千円）

会計名		課 名	令和 6 年度 当初予算額 A	令和 5 年度 当初予算額 B	比 率 A／B
一 般 会 計		環 境 森 林 課	2,915,909	2,704,623	107.8%
		環 境 管 理 課	430,360	353,148	121.9%
		循 環 社 会 推 進 課	579,074	538,015	107.6%
		自 然 環 境 課	3,734,704	3,623,148	103.1%
		森 林 経 営 課	10,031,670	9,845,953	101.9%
		山村・木材振興課	3,289,896	3,489,248	94.3%
		小 計	20,981,613	20,554,135	102.1%
特 別 会 計	山林基本財産	森 林 経 営 課	140,976	125,317	112.5%
	拡大造林事業	森 林 経 営 課	199,936	208,832	95.7%
	林業改善資金	山村・木材振興課	914,533	901,832	101.4%
	小 計		1,255,445	1,235,981	101.6%
環境森林部 合計			22,237,058	21,790,116	102.1%

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

宮崎県総合計画アクションプランぶら下がり整理表（令和6年度）

宮崎県総合計画アクションプランの項目		事業名	R 6 予算額 (千円)	担当課
【プログラム】 希望ある未来への飛躍に向けた基盤づくり				
【政策】 希望ある未来への挑戦				
1 0 0 %再生可能エネルギーで賄う脱炭素の地域づくりの推進	☑ひなたゼロカーボン加速化事業	224,000	環境森林課	
	☑県有施設脱炭素関連設備導入事業	167,500	環境森林課	
【政策】 命や暮らしを守る災害に強い県づくり				
土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備や洪水等による浸水被害防止・軽減に向けた河川施設等の整備、港湾・漁港施設の防災対策の推進	山地治山事業	2,192,774	自然環境課	
	保安林整備事業	340,199	自然環境課	
県民生活の早期安定に向けた迅速な復旧・復興や生活再建等の支援	緊急治山事業	147,946	自然環境課	
	県単治山事業	74,582	自然環境課	
	県単補助治山事業	104,331	自然環境課	
	荒廃溪流等流木流出防止対策事業	30,000	自然環境課	
	ドローン飛行許可証取得事業	4,158	自然環境課	
【プログラム】 社会減ゼロへの挑戦				
【政策】 みやざき回帰・県外からの移住の促進				
豊かな自然環境を生かしたワーケーションや農泊、森林セラピーなどグリーンツーリズムの推進	国立公園整備事業	76,000	自然環境課	
	国立公園整備支援事業	91,127	自然環境課	
	国定公園整備事業	13,362	自然環境課	
	国定公園整備支援事業	4,500	自然環境課	

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

【政策】安心して住み続けられる持続可能な地域づくり

新たな技術や手法の導入促進や地域の資源・特性を生かした産業の振興	しいたけ等特用林産物生産体制強化事業	41,515	山村・木材振興課
日本型直接支払制度の活用や鳥獣被害対策等を通じた農地保全による多面的機能の発揮	㊦有害鳥獣捕獲強化総合対策事業	22,631	自然環境課
	㊦シカ捕獲等特別対策事業	32,851	自然環境課
	鳥獣保護区等周辺地域野生鳥獣管理対策事業	11,611	自然環境課
省エネ設備の導入促進や電動車（EV、FCV等）の普及啓発等による省エネルギーの推進	2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業	8,754	環境森林課
	環境情報発信強化事業	9,274	環境森林課
	㊦環境保全普及啓発事業	24,491	環境森林課
	【再掲】㊦ひなたゼロカーボン加速化事業	224,000	環境森林課
	【再掲】㊦県有施設脱炭素関連設備導入事業	167,500	環境森林課
	㊦脱炭素経営支援事業	25,000	環境森林課
	脱炭素化対策普及促進事業	2,797	環境森林課
リサイクルなど4Rの取組による省資源の推進	【再掲】2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業	8,754	環境森林課
	【再掲】環境情報発信強化事業	9,274	環境森林課
	【再掲】㊦環境保全普及啓発事業	24,491	環境森林課
	循環型社会推進総合対策事業 （01 意識啓発事業）	12,619	循環社会推進課
	循環型社会推進総合対策事業 ㊦（04 産業廃棄物リサイクル転換支援事業）	60,500	循環社会推進課

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

県内に存在する多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大	【再掲】2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業	8,754	環境森林課
	【再掲】環境情報発信強化事業	9,274	環境森林課
	【再掲】㊤環境保全普及啓発事業	24,491	環境森林課
	【再掲】㊤ひなたゼロカーボン加速化事業	224,000	環境森林課
	【再掲】㊤県有施設脱炭素関連設備導入事業	167,500	環境森林課
再造林対策の強化や新たな木材需要の創出等による資源循環型林業の推進	新再造林率日本一に向けた県民意識向上事業	21,031	環境森林課
	森林整備事業	2,182,832	森林経営課
	水を貯え、災害に強い森林づくり事業	161,354	森林経営課
	新再造林推進ネットワーク支援事業	24,000	環境森林課
	新再造林率向上強化対策事業	146,262	森林経営課
	素材生産事業体による再造林推進モデル事業	11,680	森林経営課
	伐採と造林の連携による再造林支援事業	20,000	森林経営課
	㊤品種の明確な花粉症対策苗木安定供給事業	52,695	森林経営課
	成長に優れたコンテナ苗供給体制整備事業	21,520	森林経営課
	地方創生道整備推進交付金事業	1,677,414	森林経営課
	森林環境保全整備事業	349,630	森林経営課
	山のみち地域づくり交付金事業	173,250	森林経営課
	林道点検診断・保全整備事業	63,150	森林経営課
	県単林道事業	138,681	森林経営課
	持続的林業推進路網整備事業	88,250	森林経営課

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

再造林対策の強化や新たな木材需要の創出等による資源循環型林業の推進	適切な森林経営促進事業	3,993	森林経営課
	㊦森林経営管理市町村支援強化事業	27,000	環境森林課
	森林由来J-クレジット認証促進事業	15,600	環境森林課
	新森林経営集約化モデル事業	1,000	環境森林課
	木材産業等高度化推進資金	915,000	山村・木材振興課
	木材産業振興対策資金	1,015,875	山村・木材振興課
	ひなたのチカラ林業担い手確保育成推進事業	27,500	山村・木材振興課
	新再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業	26,954	山村・木材振興課
	造林担い手インターンシップモデル事業	10,200	山村・木材振興課
	ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材の家」普及促進事業	3,256	山村・木材振興課
	みやざきWOOD・LOVE推進事業	15,187	山村・木材振興課
	新みやざき木の建築モデル普及事業	15,400	山村・木材振興課
	㊦みやざき材県外プロモーション事業	16,862	山村・木材振興課
	みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業	8,988	山村・木材振興課
農林水産資源の循環利用など地域における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進	林業・木材産業構造改革事業（木材産業構造改革事業）	134,545	山村・木材振興課
	流木抑制等バイオマス活用促進事業	26,850	山村・木材振興課
【プログラム】力強い産業の創出・地域経済の活性化			
【政策】稼げる農林水産業への成長促進			
農林水産業における就業相談や就業体験の実施による新規就業者の確保	新規参入者確保相談・指導事業	6,283	山村・木材振興課
	㊦みやざきの林業魅力発信事業	8,795	山村・木材振興課
	【再掲】造林担い手インターンシップモデル事業	10,200	山村・木材振興課
	特用林産業新規就業者ワーキング支援事業	17,250	山村・木材振興課

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

研修内容の充実による農林水産業の高度な知識・技術力を備えた人材の育成	「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修事業	112,748	山村・木材振興課
	林業DX人材育成プログラム作成モデル事業	10,034	山村・木材振興課
	【再掲】みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業	8,988	山村・木材振興課
	森林の仕事就業定着促進事業	22,360	山村・木材振興課
ICT等による森林資源情報の高度化やドローン等による生産性向上などのスマート林業の促進	森林クラウドシステム強化事業	15,000	森林経営課
	ICTを活用した森林情報デジタル化事業	19,046	森林経営課
	【再掲】林業DX人材育成プログラム作成モデル事業	10,034	山村・木材振興課
	㊤ドローンによる森林調査等実証事業	7,835	環境森林課
	林業用ドローン操縦者技能証明取得支援事業	10,000	環境森林課
	ひなたのチカラ林業担い手確保育成推進事業	27,500	山村・木材振興課
	【再掲】新造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業	26,954	山村・木材振興課
	林業・木材産業改善資金	901,832	山村・木材振興課
伐採から製材までの原木情報・流通ネットワークの構築	【再掲】地方創生道整備推進交付金事業	1,677,414	森林経営課
	【再掲】森林環境保全整備事業	349,630	森林経営課
	【再掲】山のみち地域づくり交付金事業	173,250	森林経営課
	【再掲】林道点検診断・保全整備事業	63,150	森林経営課
	【再掲】県単林道事業	138,681	森林経営課
	【再掲】持続的林業推進路網整備事業	88,250	森林経営課
	原木流通情報デジタル化推進モデル事業	6,000	山村・木材振興課
社会構造の変革に対応した販売力の強化と産地とマーケットをつなぐ物流の効率化	㊤しいたけ等輸出拡大・PR支援事業	9,963	山村・木材振興課

4 令和6年度環境森林部新規・重点事業

建築物等の木造化・木質化による木材需要の開拓や高度な木材加工技術を生かした製品の輸出拡大	【再掲】林業・木材産業構造改革事業（木材産業構造改革事業）	134,545	山村・木材振興課
	【再掲】木材産業等高度化推進資金	915,000	山村・木材振興課
	【再掲】木材産業振興対策資金	1,015,875	山村・木材振興課
	木材利用技術センター運営事業費	84,963	山村・木材振興課
	【再掲】ゼロカーボン社会に貢献する「みやざき材の家」普及促進事業	3,256	山村・木材振興課
	【再掲】みやざきWOOD・LOVE推進事業	15,187	山村・木材振興課
	【再掲】新みやざき木の建築モデル普及事業	15,400	山村・木材振興課
	【再掲】㊤みやざき材県外プロモーション事業	16,862	山村・木材振興課
	【再掲】みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業	8,988	山村・木材振興課
	㊤みやざき材海外フロンティア事業	25,476	山村・木材振興課
災害に強く安全な生産基盤の確立と農林水産業セーフティネットの強化	【再掲】地方創生道整備推進交付金事業	1,677,414	森林経営課
	【再掲】森林環境保全整備事業	349,630	森林経営課
	【再掲】山のみち地域づくり交付金事業	173,250	森林経営課
	【再掲】林道点検診断・保全整備事業	63,150	森林経営課
	【再掲】県単林道事業	138,681	森林経営課
	【再掲】持続的林業推進路網整備事業	88,250	森林経営課
	林道災害復旧事業	3,751,652	森林経営課
	県単林道災害復旧事業	112,660	森林経営課

【グリーン成長プロジェクト】

再造林率日本一に向けて産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」

I 宮崎県再造林推進条例(仮称)の制定

再造林の重要性を県民と広く共有し、県民一丸となって再造林を推進していくための関係者の役割や基本的施策を明記

II 再造林に関する具体的な対策の実施

「再造林推進ネットワーク」を中心に再造林対策を強力に推進

- 1 適切な情報を
森林所有者・事業者・県民へ周知
⇒再造林に対する意識を醸成

・CMや新聞広告等により、
- 再造林の重要性
- 適正な立木価格
- 相談窓口
等を周知

・再造林推進決起大会
再造林コンクールの開催

森林所有者

事業者

県民

森林の多面的機能への理解
県産材の積極的な利用

伐採の相談

再造林の提案

ネットワーク参加

- 2 地域再造林推進ネットワークの設立(8森林組合ごと)
⇒伐採から再造林の流れをスムーズに

〇〇地域再造林推進ネットワーク
(事務局 森林組合)

- ・森林所有者からの相談対応
- ・伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有
- ・再造林の働き掛け・調整(マッチング)

構成員

伐採者

森林組合

造林者

市町村

県出先

支援(調整)
情報提供

樹苗組合等

森林管理署

宮崎大学

- 3 省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助
県・市町村で補助率を90%へ!

主な補助要件

- ネットワーク構成員であること
- 再造林強化区域での施業であること
- 省力・低コスト化を図ること
- 「再造林労務改善計画」を作成すること等

省力・低コスト化の定着
⇒森林所有者・事業者の負担軽減
造林作業者の賃金上昇・担い手確保

省力・低コスト再造林



(機械地帯え)



(低密度植栽)



(下刈り回数削減)

- ✓伐採と造林の連携
- ✓植栽本数 2,500本/ha→2,000本以下/ha
- ✓コンテナ苗

- ✓6回→3回

III 林地集積化に向けた組織・仕組みづくり

- ・経営意欲のある林業事業体への林地の集約化を支援
- ・森林経営管理制度の推進や地域林政アドバイザーの育成
- ・「林地を手放したい者」と「林地を集積したい者」をつなぐ
新たな組織・仕組みづくりの検討

IV その他の重要な取組

- ・新たに造林事業を開始・拡大する事業体への支援
- ・労働安全対策の強化
- ・省力・低コスト化に必要な「コンテナ苗」増産やデジタル化の推進
- ・非住宅分野での木材利用の推進や県外への販路拡大、海外の販路開拓

グリーン成長プロジェクト関連事業一覧（環境森林部関連のR6年度主な新規・改善事業）

産学官と県民が一丸となって 再造林に取り組む「宮崎モデル」の構築

① 再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実

- 再造林率日本一に向けた県民意識向上事業(21,031千円)
CM・新聞広告や総決起大会の実施による機運醸成や理解促進
- 再造林推進ネットワーク支援事業(24,000千円)
再造林に向けた調整を行うネットワークの構築を支援
- 再造林率向上強化対策事業(146,262千円)
市町村と連携した植栽から下刈りまでの補助金の高上げ
- 森林経営集約化モデル事業(1,000千円)
経営意欲のある林業事業者への林地の集約化を支援
- 森林経営管理市町村支援強化事業(27,000千円)
みやざき森林経営管理支援センターの運営等

② 再造林を支える担い手・事業者の確保

- 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業
新たに造林事業を開始・拡大する事業者への支援 (26,954千円)
- みやざきの林業魅力発信事業(8,795千円)
林業のPR活動や就業相談会の開催、模範となる事業者の表彰
- 林業労働災害レスキュー体制構築事業(3,806千円)
労働災害発生後の通報・レスキュー訓練の実施及びマニュアル作成
- 造林作業班待遇改善事業(3,865千円)
社会保険労務士等による事業者の指導

③ 林業採算性の向上を図る新技術等の実装

- 次世代の苗木生産者育成研修事業(4,100千円)
高度な生産技術を持つ中核的苗木生産者の育成
- 品種の明確な花粉症対策苗木安定供給事業(52,695千円)
県採穂園の維持管理や自家採穂園のDNA分析・施設整備等の支援
- ドローンによる森林調査等実証事業(7,835千円)
ドローンを活用した森林調査の省力化や林業のデジタル化の推進

④ 循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大

- みやざき木の建築モデル普及事業(15,400千円)
木造モデル畜舎の標準設計作成や非木造に対する木造設計の提案支援
- みやざき材県外プロモーション事業(16,862千円)
県外における県産材販路拡大を図るためのプロモーションの実施
- みやざき材海外フロンティア事業(25,476千円)
海外における県産材の新たな販路開拓

脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現

- 脱炭素経営支援事業(25,000千円)
事業活動に伴う温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素化の取組への支援
- 製造業脱炭素推進モデル育成事業(23,590千円)（企業振興課）
県内製造業者のうち脱炭素に向けた取組に意欲がある企業に対する活動計画策定などを支援
- モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業(91,953千円)（総合交通課）
モーダルシフトに取り組む運送事業者等への支援

改 脱炭素経営支援事業

環境森林課 25,000千円
【財源：日本一挑戦基金、一般財源】

事業の目的

県内事業者の脱炭素経営の取組を推進するため、事業活動に伴う温室効果ガス（GHG）排出量の可視化や脱炭素化の取組を支援し、企業の持続的な成長へとつながる事業活動への転換を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① GHG見える化事業

- ・ウェブサービスを活用して、事業活動に伴う排出量を可視化するとともに、省エネの取組などを助言

② 脱炭素経営推進事業

- ・脱炭素経営の実現に向けたセミナーの開催
- ・各事業者の事業活動や設備利用状況に応じた削減取への伴走支援

(2) 事業の仕組み

①、②県  民間企業  県内事業者

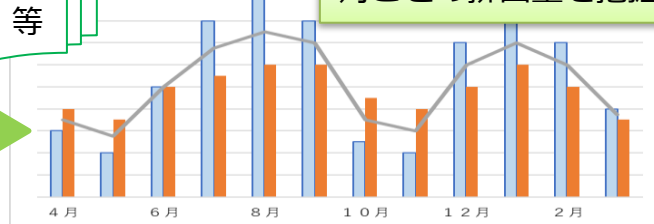
(3) 成果指標

GHG削減計画を策定する企業：20社

GHG削減目標（各企業）：年平均▲4.2%

領収書等

月ごとの排出量を把握



各事業者の脱炭素化の取組を伴走支援

課題の整理

設備ごとの排出量や利用状況の把握

削減策の提案

運用改善、設備更新、低炭素化・電化等の削減策

計画の策定

削減目標の設定、ロードマップの作成

削減策の実行

優先順位付や国庫補助の活用等による削減策の実行

脱炭素経営の実現

事業の期間

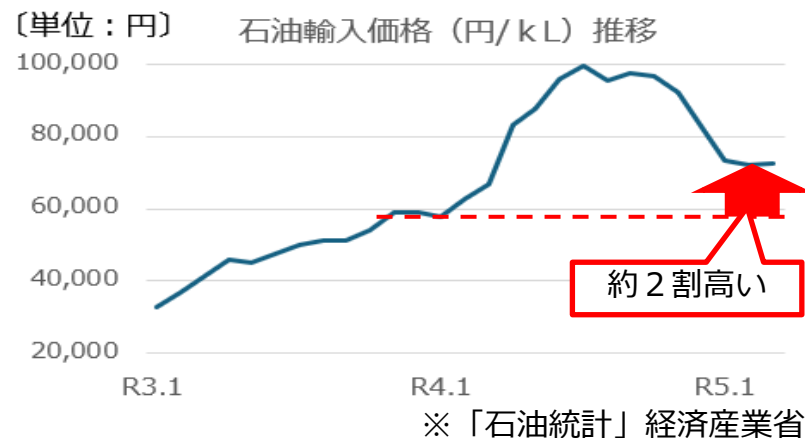
令和6年度～令和7年度

【別紙】

改 脱炭素経営支援事業

現状と課題

- ・ 国際的な情勢や円安等により、エネルギー価格の高騰が長期化
- ・ 報道機関によるアンケート調査において、県内企業の半数以上が「燃料費・電気代高騰」を不安材料として選択
- ・ 持続的な成長を実現するには、エネルギー価格の影響を受けにくい「脱炭素経営」への転換が必要



事業内容及び効果

脱炭素を知る

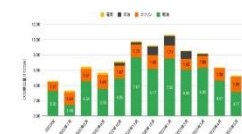
- ・ セミナーの開催
- ・ 相談窓口の設置

排出量を計る

- ・ 排出量の可視化

燃料別CO₂排出量月次推移

排出量の主因は燃料の利用によるもので、全体の約90%を占めます。
車の移動や業務用の排出量が少ないことが想定されます。



排出量を減らす

- ・ 排出削減計画の策定支援



【効果】

- ・ 排出量の可視化により、削減ポイントを把握
- ・ 実情に応じた削減計画により、実効性のある取組を促進

『脱炭素経営』の実現

新 再造林率日本一に向けた県民意識向上事業

環境森林課 再造林推進室 21,031千円

【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

県民に対して、再造林の重要性等を訴えるキャンペーンや再造林推進決起大会等を実施し、機運の醸成を図るとともに、林業事業体等に対して、省力・低コスト再造林の定着に向けた普及促進を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 再造林普及啓発事業

- ・再造林意識の醸成に向けたCMや新聞広告などによる普及啓発
- ・関係団体・事業体・行政等による再造林推進決起大会等の開催

② 省力・低コスト再造林普及促進事業

- ・伐採と造林の連携による再造林、低密度植栽など
- 省力・低コスト再造林の普及・定着に向けた研修会等の開催

(2) 事業の仕組み

① 県  民間企業、宮崎県森林林業協会

② 県  宮崎県森林組合連合会

(3) 成果指標

再造林率 現状（令和3年度）73.3% → 令和8年度 90.0%



事業の期間

令和6年度～令和8年度

【別紙】**新** 再造林率日本一に向けた県民意識向上事業

現状と課題

- 伐採の制限や再造林の義務化ができない中で、再造林を進めていくためには、森林所有者や林業関係者の再造林意識の向上が必須であり、再造林の必要性などについて、広く県民の共通認識として周知していく必要がある。
- 担い手が不足している中、一貫作業、低密度植栽及び下刈回数削減など省力化・低コスト化を図る必要があるが、従来型の森林施業を行ってきた林業事業体や森林所有者に十分浸透していない。

事業内容及び効果

適切な情報を森林所有者（県民）へ周知

①再造林普及啓発事業

再造林の重要性や伐採等の相談窓口、適正な立木価格等の周知による県民の再造林意識の醸成

【周知方法】

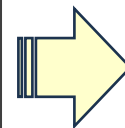
C M、新聞広告、折込チラシ、ポスター、SNS 広告、再造林推進決起大会の開催、再造林コンクールの実施等

②省力・低コスト再造林普及促進事業

伐採と造林の連携による再造林、低密度植栽など省力・低コスト再造林の普及・定着

【普及方法】

省力・低コスト施業研修会、技術普及検討会、普及チラシ配布等



●再造林の意識の向上

●再造林の省力・低コスト化



再造林率の向上



新 再造林推進ネットワーク支援事業

環境森林課 再造林推進室 24,000千円

【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

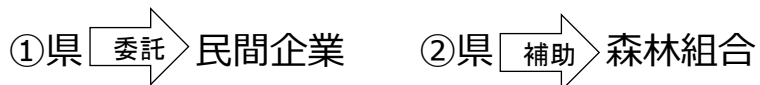
県内8地域に素材生産事業体、造林事業者等から構成する再造林推進ネットワークを設け、伐採箇所の情報等を共有し再造林に向けた調整を行うなど、ネットワークを中心に再造林対策を強力に推進する。

事業の概要

(1) 事業内容

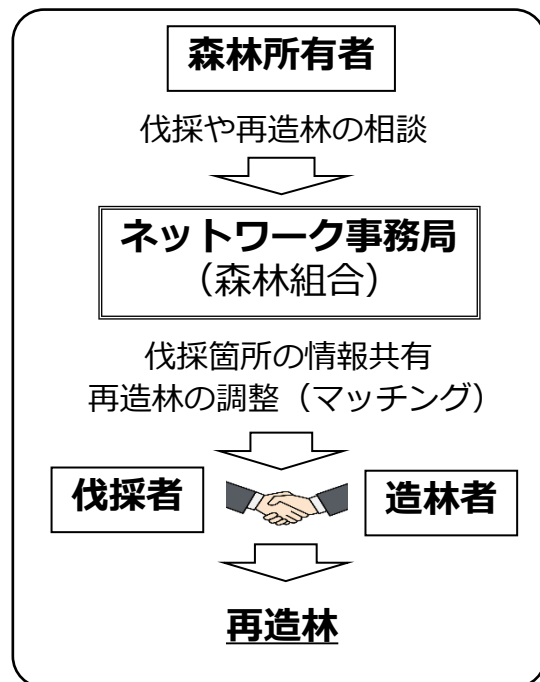
- ① ネットワーク加入促進事業
会員リストの作成や再造林の推進に向けた普及啓発チラシなど必要な情報を会員間で共有するための専用HPを開設
- ② ネットワーク運営支援事業（補助率定額）
森林所有者からの伐採等に関する相談対応や伐採箇所の情報共有及び再造林の確実な実施に向けた素材生産事業体と造林者の調整等に必要な経費を支援

(2) 事業の仕組み



(3) 成果指標

ネットワーク加入事業体 現状（令和5年度）0事業体 → 令和8年度 400事業体



事業の期間

令和6年度～令和8年度

【別紙】

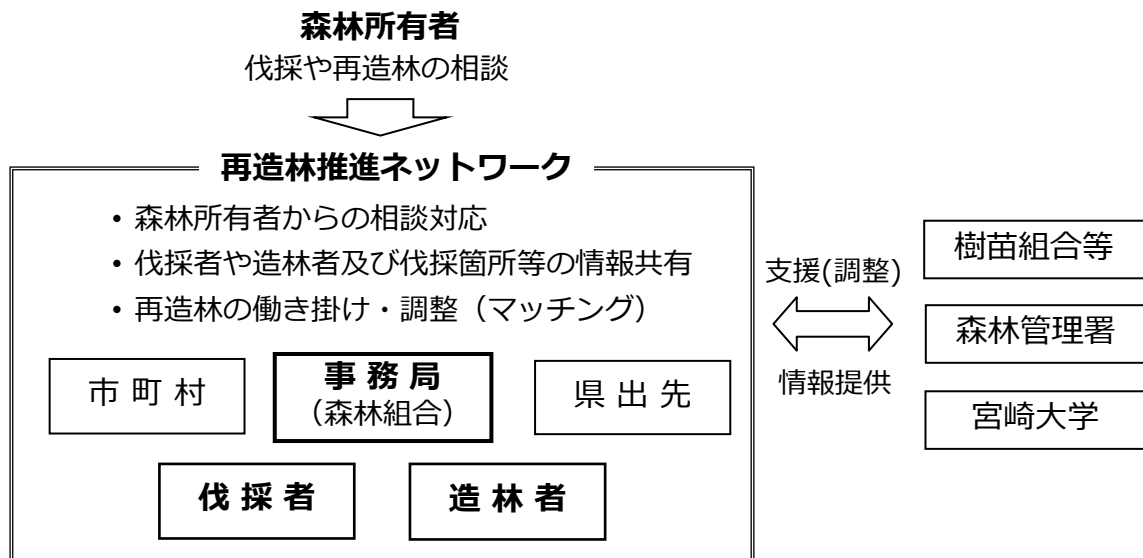
〔新〕再造林推進ネットワーク支援事業

現状と課題

- 伐採作業は素材生産事業体、造林作業は森林組合など伐採と造林を分業で行うケースが大半であり、伐採者と造林者の間では再造林に関する連携が図られていない。
- 森林所有者が伐採する際にどこに相談して良いか分からない。地域外の伐採事業者に安価で売買した上、再造林の話もなかった等の声が聞かれる。

事業内容及び効果

- **再造林推進ネットワークの設立** ⇒ 伐採から再造林の流れをスムーズに



- ◆ ネットワーク会員は、再造林の働き掛けや適切な伐採を行うことを定めた「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」を遵守するとともに、現場作業員の賃上げにつなげる「再造林労務改善計画」を作成することを要件とする。

- 伐採者と造林者の連携促進
- 省力・低コスト再造林の定着
- 森林所有者・事業者の負担軽減
- 造林作業者の賃金アップ・担い手確保

再造林率の向上

新 浄化槽適正管理システム整備事業

環境管理課 12,132千円
【財源：国庫、宮崎再生基金】

事業の目的

浄化槽の設置や維持管理に関する状況を正確に把握できるシステムを構築することにより、浄化槽法定検査受検や適正な維持管理の指導・啓発を充実・強化し、浄化槽適正管理の一層の推進を図る。

事業の概要

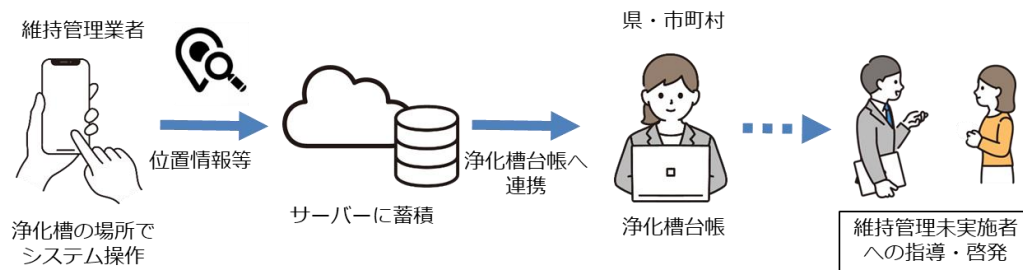
(1) 事業内容

新浄化槽台帳システムの構築

- ① 浄化槽維持管理業者が県に対して維持管理情報と浄化槽GIS情報を簡便に報告できるシステムを導入
- ② 維持管理業者から報告された情報を県が保有する浄化槽台帳情報と突合し、共通番号で連結
- ③ 維持管理業者から定期的に報告された情報を共通番号を用いて県浄化槽台帳に反映することで、継続的に台帳情報が更新される新たな台帳システムを構築

(2) 事業の仕組み

- ① 県 委託 (一社)全国浄化槽団体連合会
- ②・③ 県 委託 (公財)宮崎県環境科学協会



(3) 成果指標

浄化槽台帳登載情報の精度

令和5年度：約8割 → 令和6年度：約9割

事業の期間

令和6年度

【別紙】

② 浄化槽適正管理システム整備事業

現状と課題

・ 現有の県浄化槽台帳は浄化槽設置者等からの届出情報に基づいており、廃止や転居に伴う届出が徹底されていないこと等から登載情報の精度が低い。

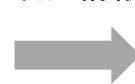


・ 法定検査未受検など不適正な管理状態にある浄化槽の把握が不十分であり、指導等が適切に実施できていない。

浄化槽
設置者等



届出情報



県



浄化槽台帳



廃止や転居等の
届出が
徹底されていない

台帳登載情報の
精度が低下し
指導等が実施できない

事業内容及び効果



【維持管理業者】

・ 新規報告システムを用いて、維持管理情報と浄化槽GIS情報を県に報告



【県】

・ 業者報告情報を浄化槽台帳と突合し、共通番号で連結
・ 以降の報告情報は台帳に自動更新

継続的に浄化槽台帳情報が更新される
新たな台帳システムを構築

【効果】

浄化槽適正管理の指導・啓発の推進



法定検査受検率の向上



水環境の保全

改「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業

循環社会推進課 18,000千円

【財源：産業廃棄物税基金】

事業の目的

県内の食品ロスの実態を調査し、傾向や課題を把握するとともに、市町村等の活動支援や「みやざき食べきり宣言プロジェクト」の実施により、県民の食品ロスへの認識を高め、一層の削減に取り組む。

事業の概要

(1) 事業内容

① 食品ロス実態調査

・県民意識調査、食品関連企業意向調査 ※R7は家庭ごみの組成調査実施

② 市町村等活動支援事業

・「市町村食品ロス削減推進計画」の策定支援
・フードドライブ資材（コンテナやのぼり等）の製作、市町村等への貸出し

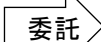
③ みやざき食べきり宣言プロジェクト

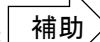
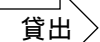
・街頭ビジョン、SNS等を活用したCMやチラシ等による啓発
・「食べきり協力店」の利用促進キャンペーン
・「30・10（さんまる・いちまる）運動」の普及啓発

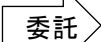


【フードドライブの様子】

(2) 事業の仕組み

①県  民間企業

②県  市町村、県  市町村・民間企業

③県  民間企業

(3) 成果指標

市町村食品ロス削減推進計画の策定 現状（令和5年）2市町村 → 令和8年 20市町村

事業の期間

令和6年度～令和8年度

【別紙】**改**「宮崎県食品ロス削減推進計画」ステップアップ事業

現状と課題

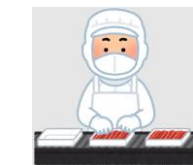
- ・食品ロスに係る定期的な調査は行っていないため、県内の食品ロスの実態や課題が不明確
- ・「食品ロス削減推進法」に基づく市町村食品ロス削減推進計画について、県内市町村においては策定が進んでいない。策定済みは2市町村（日南市、木城町）
- ・「みやざき食べきり宣言プロジェクト」等を通じて「食品ロス」の言葉は浸透したものの、削減に向けた具体的な取組は不十分

事業内容及び効果

①食品ロス実態調査



県民のみなさん



食品関連事業者

取組イメージ

②市町村等活動支援事業



市町村・民間企業

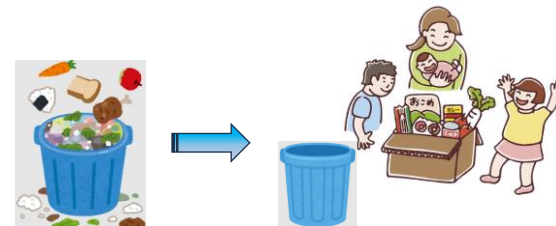
③みやざき食べきり宣言プロジェクト



食べきり協力店

【効果】

- 食品ロス量の減少
- 食品を必要とする人々への無償提供機会の増加
- 市町村の廃棄物処理コストの削減
- 市町村の最終処分場の延命化



② 有害鳥獣捕獲強化総合対策事業

自然環境課 22,631千円

【財源：一般財源】

事業の目的

有害鳥獣の捕獲活動の支援、技術講習会の開催、シカ・イノシシ捕獲に対する助成を行い、適切な捕獲を促進することにより、農林作物被害の軽減や個体数の適正管理を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 市町村の有害鳥獣捕獲班の活動に対する助成（補助率1/2：26市町村）
- ② 市町村のサル捕獲班の活動に対する助成（補助率1/2：18市町村）
- ③ 有害鳥獣捕獲班の指導者等に対する安全技術向上講習会の開催
- ④ シカ・イノシシの有害捕獲への助成（補助率1/2）
・シカ：8千円/頭 ・イノシシ：7千円/頭
- ⑤ 狩猟によるシカ捕獲への助成（補助率1/2）
（免許取得後3年未満 1頭目から 7千円/頭、免許取得後3年以上 2頭目から 4千円/頭）

(2) 事業の仕組み

①、②、④、⑤ 県  市町村 ③ 県  民間団体

(3) 成果指標

シカ被害額	140,948千円(R4)→120,000千円以下(R8)	(第二種特定鳥獣管理計画)
イノシシ被害額	108,696千円(R4)→90,000千円以下(R8)	(第二種特定鳥獣管理計画)

事業の期間

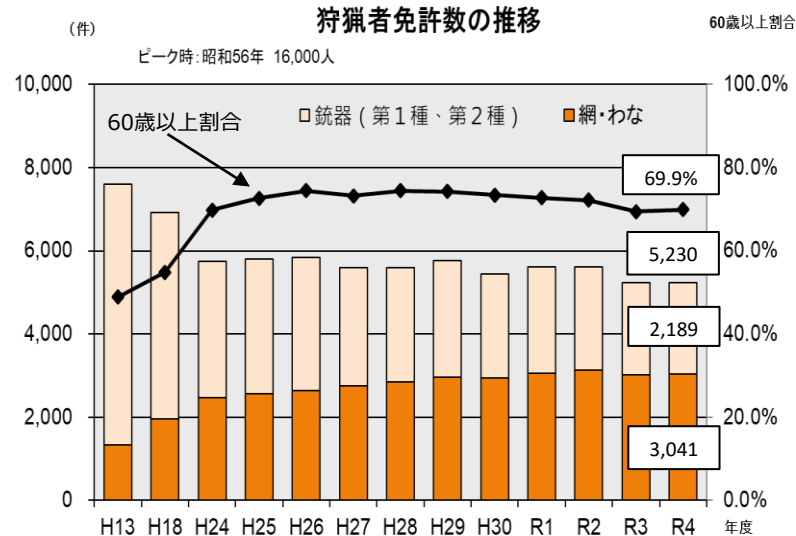
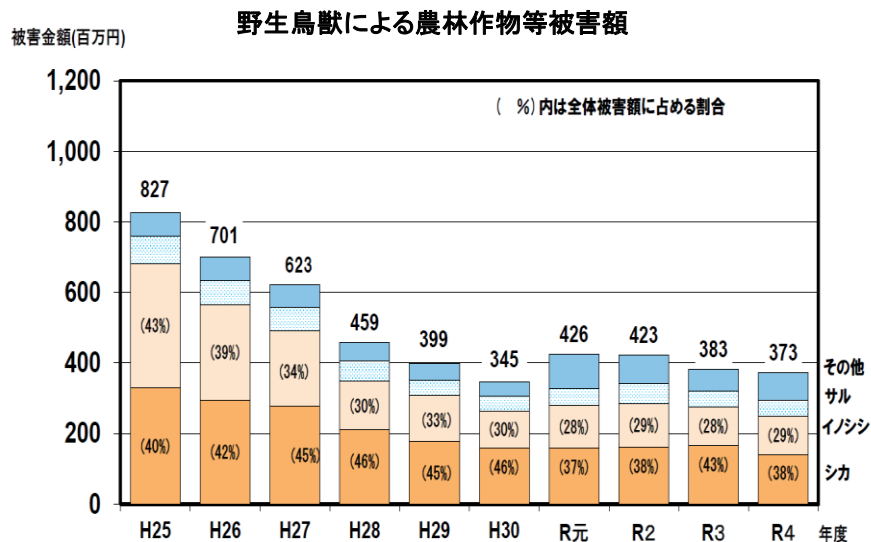
令和6年度～令和8年度

【別紙】

改 有害鳥獣捕獲強化総合対策事業

現状と課題

- ・野生鳥獣による農林作物等の被害額は依然として高い状況であり、狩猟者の減少や高齢化も進行
- ・被害額を軽減するためには、有害鳥獣の捕獲促進や捕獲体制の維持が課題



事業内容及び効果

【事業内容】

- ・有害鳥獣捕獲班及びサル捕獲班への活動助成
- ・捕獲班指導者等に対する安全技術向上講習会の開催
- ・シカ、イノシシの有害捕獲への助成
- ・狩猟によるシカ捕獲への助成

【効果】

- ・捕獲体制の維持
- ・捕獲班等の捕獲技術向上
- ・有害鳥獣捕獲班及び狩猟者による捕獲の促進
- ・農林作物の被害額軽減
- ・個体数の適正な管理

新 再造林率向上強化対策事業

森林経営課 146,262千円
【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

徹底した再造林の省力化・低コスト化を図った上で、市町村と連携して、植栽から下刈りまでの補助金の嵩上げを行い、森林所有者の負担軽減を図るとともに、造林作業員の労務賃金引き上げにつなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

① 再造林強化支援事業（補助率11%）

再造林強化区域で行う伐採後の速やかな省力・低コスト再造林への支援

② 下刈支援事業（補助率11%）

再造林強化区域の既造林地における省力・低コスト下刈りへの支援

※①、②補助率：補助対象経費の22%以内（県11%、市町村11%）

(2) 事業の仕組み

①、②県補助 → 森林組合、林業事業体等
（再造林推進ネットワーク加入者）

(3) 成果指標

再造林率	現状（令和3年度）73.3%	→	令和8年度 90.0%
森林組合造林作業班 の平均賃金	現状（令和3年度）9,400円/日	→	令和8年度 13,000円/日

①地植え・植栽



（機械地植え）

- ✓ 伐採と造林の連携
- ✓ 植栽本数 2,500本/ha
→ 2,000本以下/ha
- ✓ コンテナ苗

②下刈り



（下刈り回数削減）

- ✓ 6回→3回

- 県・市町村による省力・低コスト再造林に対する嵩上げ補助
- 嵩上げ後の補助率90%

事業の期間

令和6年度～令和7年度

【別紙】

⑧ 再造林率向上強化対策事業

現状と課題

- 再造林に係る所有者負担が大きいことにより再造林意欲が低下している。
- 所有者負担分を森林組合等の事業体が負担する形で無理して再造林が行われているケースが多い。
- 造林作業員の賃金が上がり、作業員が減少している。

事業内容及び効果

市町村と連携して造林、下刈り等に対する補助金の嵩上げを実施

(県11%、市町村11%) 最終補助率は68%から90%にアップ

①再造林強化支援事業

速やかな再造林(地拵え、植栽、防護柵、下刈り)の嵩上げ

②下刈支援事業

既造林地(R4～R6)における下刈りの嵩上げ

主な補助要件

- ・ 施行地が再造林強化区域であること。(道から100m以内など林業採算性が高い区域)
- ・ 省力・低コスト化を図ること。
 - 対象樹種はスギ、ヒノキに限り、植栽本数はha当たり2,000本以下、下刈りは3回までとすること。
 - 「伐採と造林の連携による再造林」や「機械地拵え」とすること。
- ・ 伐採者、造林者がともに「再造林推進ネットワーク」に加入していること。
- ・ 現場作業員の賃上げにつなげる「再造林労務改善計画」を作成すること。

- 
- 省力・低コスト化の定着
 - 森林所有者・事業者の負担軽減
 - 造林作業者の賃金アップ・担い手確保



再造林率の向上

新 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業

山村・木材振興課 26,954千円

【財源：林業担い手対策基金】

事業の目的

新たに造林事業を開始又は拡大する事業体を支援することにより、ひなたのチカラ林業経営者へのステップアップを促し、造林作業従事者を確保するとともに、再造林率の向上を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

① 造林事業新規参入・拡大事業（補助率定額、1／2以内）

新規就業者の確保や従事者の多能工化により、造林事業を開始・拡大する林業事業体に対して、就業に必要な技術習得・安全衛生研修、資機材及び福利厚生・安全施設の整備等の支援

【従事者用】技術習得研修、チェーンソー、刈払機、空調服等

【事業体用】背負式植栽機、苗木運搬用ドローン、林内通信機器等



② 造林従事者継続雇用支援事業（補助率定額）

造林事業に従事する新規就業者の継続雇用の取組を支援

(2) 事業の仕組み

①、②県  林業事業体（再造林推進ネットワーク加入者）

(3) 成果指標

ひなたのチカラ林業経営者数 現状（令和4年度末）71事業体 → 令和8年度 89事業体

本事業による新たな造林作業従事者数（累計） 現状（令和4年度末） - → 令和8年度 36人

事業の期間

令和6年度～令和8年度

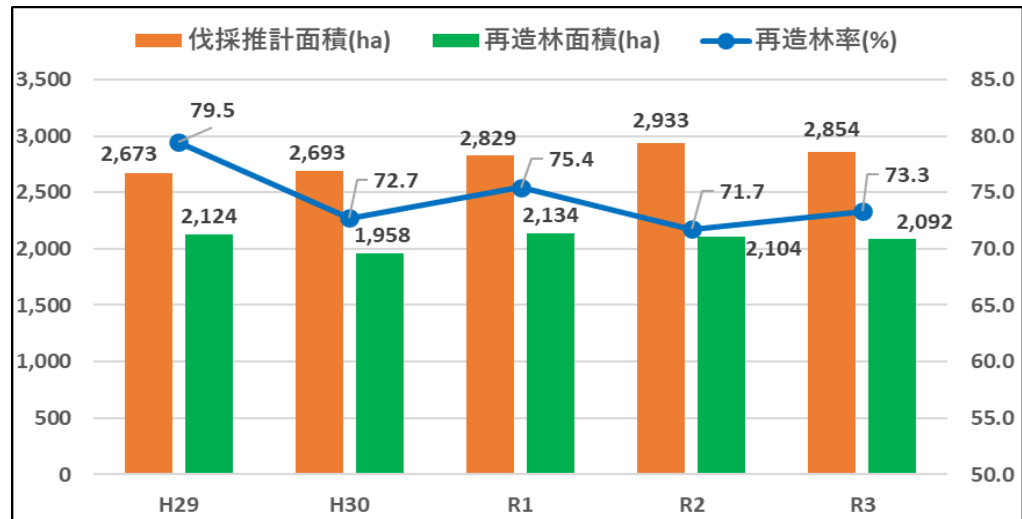
【別紙】 ① 新 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業

現状と課題

・森林所有者の経営意欲の低下や労働者不足等から再造林が進んでいない。



・経営感覚に優れた林業事業体の育成と再造林に従事する新規就業者の確保が必要



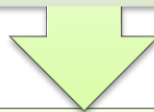
事業内容及び効果

新たに造林事業を開始又は拡大する林業事業体に対する支援

就業に必要な技術習得研修や資機材等の整備及び造林事業に従事する新規就業者の継続雇用支援

「ひなたのチカラ」林業経営者の増加

造林作業従事者の増加



再造林面積の増加(再造林率の向上)

全国
初

新 造林作業班待遇改善事業

山村・木材振興課 3,865千円

【財源：日本一挑戦基金】

事業の目的

再造林の主要な担い手である森林組合等の造林作業班の確保が急務であるため、森林組合等の作業班の待遇改善を促すなど、継続して働きやすい就業環境づくりと新たな作業班員の獲得に繋げる。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 再造林推進ネットワークにおいて、造林作業班の待遇改善に必要な手続等について、専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）による集団指導を実施
- ② 再造林推進ネットワークに加入した森林組合等が行う造林作業班の年収アップ等の検討を円滑に進めるため、専門家派遣による個別指導を実施

(2) 事業の仕組み

- ①、②県  宮崎県森林組合連合会



(3) 成果指標

森林組合造林作業班の平均賃金	現状（令和3年度）9,400円／日	→	令和8年度	13,000円／日
月給制導入済みの森林組合数	現状（令和5年度）2組合	→	令和8年度	8組合

事業の期間

令和6年度～令和8年度

【別紙】

⑧ 造林作業班待遇改善事業

現状と課題

- ・造林作業班の賃金が、林業先進県※の中でワースト2位（13道県中）
【林業先進県の平均賃金額順位】
1位 栃木県：13,556円／日（再造林率78%）
2位 北海道：13,451円／日（再造林率90%）
・・・
12位 宮崎県：9,400円／日（再造林率73%）

※林業先進県：H30～R2年度の素材生産量の平均が50万㎡以上の都道府県

- ・再造林の推進には、造林作業班の確保が急務
- ・就業希望者にとって魅力ある待遇への改善が必須

事業内容及び効果

【事業内容】

- ・専門家（社労士等）による賃金上昇や月給制導入の可能性診断
- ・専門家（社労士等）による給与規程等の改正支援

【事業効果】

- ・造林作業班の賃金アップ等の待遇改善
- ・造林作業班員数の増加

《集団指導》

専門家



森林組合

事業者等

再造林推進ネットワーク

《個別指導》

専門家



森林組合

ネットワーク会員



事業者等

ネットワーク会員

新みやざき木の建築モデル普及事業

山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 15,400千円
【財源：森林環境譲与税基金】

事業の目的

一般流通材で建築できるモデル畜舎の標準設計の作成や、民間事業者が計画する非木造施設に対し木造設計を提案する支援等を行い、非住宅分野における県産材の需要拡大を図る。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 木造モデル畜舎の標準設計作成
一般流通材で建築できるモデル畜舎の標準設計の作成や、モデル畜舎の建設、建築士・事業者等
を対象とした見学会の開催
- ② 木造設計の提案支援（補助率 1 / 2 以内）
民間事業者が計画する非木造施設に対し、それより安価と見込まれる木造設計を提案支援

(2) 事業の仕組み

- ① 県 委託 宮崎県建築士会
- ② 県 補助 建築士事務所等（みやざき木造マイスター）

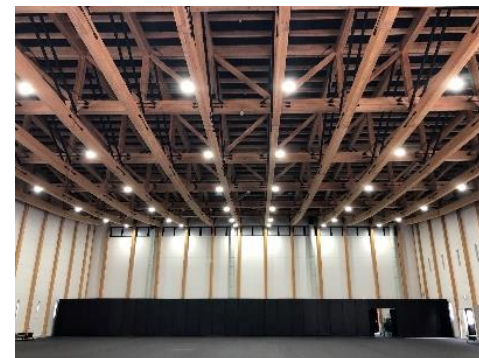
(3) 成果指標

畜舎の木造率

現状（令和4年度）38% → 令和12年度 80%

本事業による非住宅建築物の木造化（累計）

現状（令和4年度）－ → 令和7年度 20件



非住宅木造施設（イメージ）

事業の期間

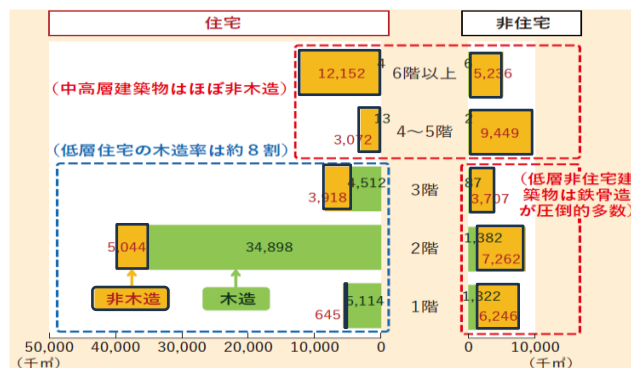
令和6年度～令和7年度

【別紙】

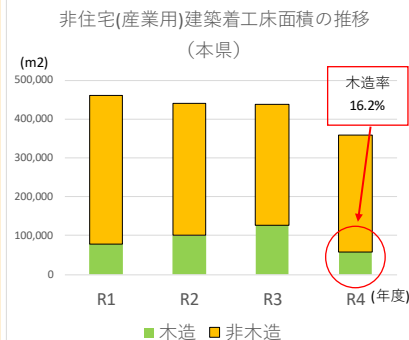
新 みやざき木の建築モデル普及事業

現状と課題

- 非住宅建築物は、住宅と比較して、3階建て以下の低層も木造率が低位
- 建築物の着工床面積のうち、非住宅は非木造が圧倒的多数
【R4年度非住宅建築物の木造率 16.2%】



階層別・構造別の建築物の着工床面積（全国）
出展：令和5年度森林・林業白書



非住宅建築着工床面積の推移（本県）
出展：山村・木材振興課調べ

事業内容及び効果

①木造モデル畜舎の標準設計作成（委託）

- 一般流通材で建築できる標準設計の作成（R6）

非住宅分野で
木造に取り組み安い
畜舎をターゲット



標準設計作成までのフロー

- モデル畜舎の建築及び見学会等の開催による普及・PR活動（R7）



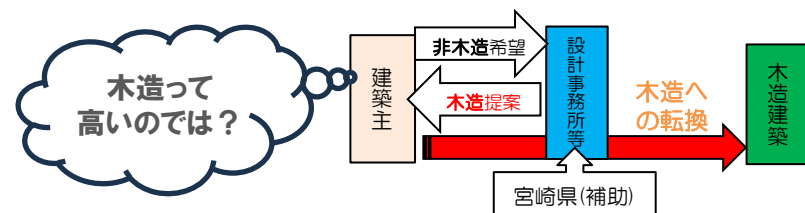
モデル畜舎の建築



見学会の開催

②木造設計の提案支援（補助）

- みやざき木造マイスターが、木造・非木造の比較資料（コスト、工期など）を作成し、木造への転換を促す



【効果】 畜舎等の非住宅建築物の木造化の促進

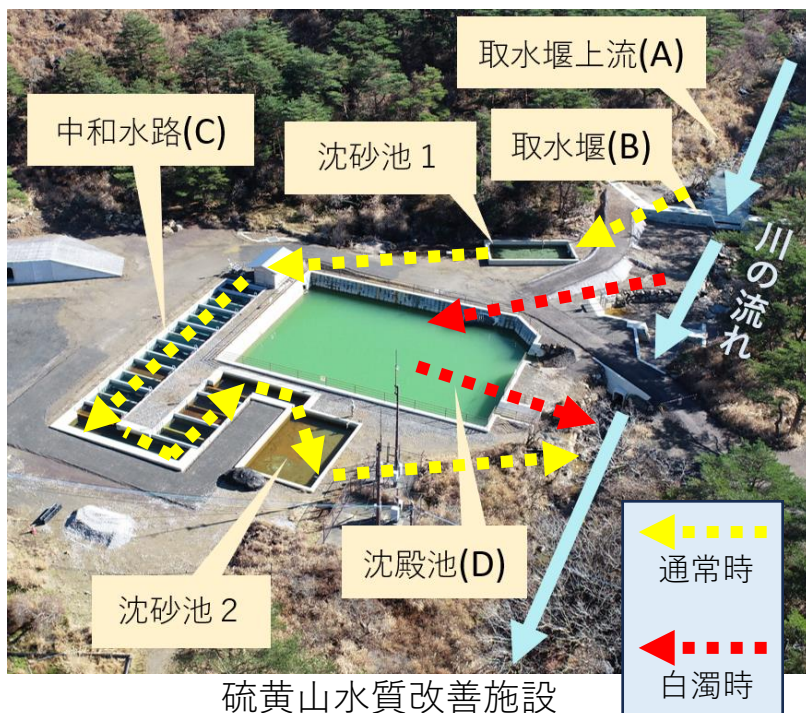


県産材の利用促進

硫黄山河川白濁に係る応急対策について

経 過

- ① 平成30年の硫黄山噴火では河川が白濁し、pHが低下するなど水質が悪化し、影響を受けた地域では水稻作付不可となった。
- ② 令和元年以降、水質は安定傾向となり、令和3年度からは地域全域で稲作が再開された。
- ③ 令和4年11月に硫黄山水質改善施設が完成した。
- ④ 令和5年7月に河川上流が白濁したが、施設の運用等により、稲作への影響はなかった。
- ⑤ 令和5年12月に河川上流が再度白濁した。その後も火山噴出物の流入量が増大し、上流の河床には白色泥状物の堆積が確認され、下流の水質も悪化するようになった。



白色泥状物の堆積状況（令和6年3月時点）



取水堰 (B)

効果的な中和処理を行うためには中和水路 (C) を閉塞させないことが不可欠であり、泥状物を同水路に流入させることはできない。



沈殿池 (D)

河川白濁時には沈殿池に河川水を流入させ沈殿除去することとしているが、堆積量の増加により処理能力が低下していた。

5 その他報告事項① 硫黄山河川白濁に係る応急対策について

環境管理課

対 策

- 実施主体：えびの市（県が補助金交付（補助率：10/10））
- 予 算 額：10,000千円
- 工事期間：4月1日～4月16日

① 取水堰付近の浚渫



② 袋詰玉石工による仮設沈殿堰



③ 沈殿池の浚渫



河川水の白濁状態が低減したことから、水質改善施設での中和処理を開始し下流域の水質を監視している。

今後の対応

- ① 農業用水取水期間（4月から10月）の安定的な水質確保を目指し、下流の水質を確認しながら、農政水産部やえびの市と連携し、水質改善施設を効果的に運用する。
- ② 硫黄山から供給される火山噴出物の状況を注視する。
- ③ 浚渫物を含め、火山噴出物の処理方法を検討する。

「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の制定について

1 制定の趣旨

本県においては、「宮崎県森林・林業長期計画」に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた各種施策を実施し、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いている。

その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況である。

このため、再造林を核とした「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げ、再造林対策を更に加速させていくこととしている。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保、山地災害の防止等森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組むことが必要不可欠である。

そこで、このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和5年	11月	11月閉会中	環境農林水産常任委員会	条例制定について報告
	11月	森林審議会（第1回（諮問））		
	12月	森林審議会（第2回）		
令和6年	1月	1月閉会中	環境農林水産常任委員会	条例の骨子（案）について報告
	1月	パブリックコメントの実施		
	1月	市町村からの意見聴取		
	2月	関係団体からの意見聴取		
	3月	森林審議会（第3回）		
	3月	森林審議会 答申		

3 今後の取組

6月	6月定例県議会	議案提案
7月	条例公布・施行（予定）	

「宮崎県再造林推進条例（仮称）」（案）の全体図

環境森林課



県民の安全・安心で豊かな暮らし

目的

多面的機能（木材等の林産物の供給、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全など）の発揮

再造林の推進

基本理念

再造林の理解促進

- ・ 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、
県産材需要の拡大
- ・ 担い手の処遇と労働環境の向上

関係者の適切な役割分担と相互の連携

基本施策

再造林の推進に向けた気運の醸成

- ・ 県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成

効率化の推進

- ・ 林業採算性が高い森林を優先的に再造林する区域の設定
- ・ 森林の集積・集約化の推進
- ・ 新しい技術の導入等への必要な施策や試験研究、技術開発の推進

県産材需要の拡大

- ・ 木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等の推進
- ・ 試験研究や技術開発の推進や国、大学、試験研究機関との連携

担い手・事業者の確保

- ・ 林業担い手の処遇及び労働環境の改善のための施策や多様な担い手確保のための施策
- ・ 造林事業に取り組む事業者や新たに造林事業へ参入する事業者等への支援

地域体制の整備

- ・ 森林組合を中心に森林所有者からの伐採等の相談対応等を行う地域体制の整備

各主体の責務・役割

県

- ・ 施策の総合的かつ計画的な実施
- ・ 市町村の実施する施策への協力
- ・ 森林組合及び事業者の取組の促進
- ・ 各主体の相互連携のための施策 など

市町村

- ・ 県、事業者、森林所有者等との連携、情報の共有
- ・ 地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施 など

森林所有者

- ・ 所有する森林についての再造林の推進
- ・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

森林組合

- ・ 森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携、市町村等との連絡調整
- ・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

事業者

- ・ 林業事業者 森林組合、林業事業者間での連携、情報の交換
- ・ 木材産業事業者 県産材の積極的な活用、木材産業の振興
- ・ その他事業者 事業活動を通じた再造林の推進 など

県民

- ・ 県産材の積極的な利用 など

「宮崎県再造林推進条例（仮称）」（案）

【前文】

宮崎県は、温暖な気候と緑豊かな自然環境に恵まれ、私たち県民は様々な自然の恩恵を受けながら暮らしてきた。

県土の7割を占める森林は、木材をはじめとする林産物を生み出すとともに、多様な生態系を支え、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、さらには地球温暖化対策の上で重要な役割を果たすなど私たちの生活に密接に関わっている持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産である。

このような中、林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通じて、本県の豊かな森林を守り育てる大きな役割を果たしており、長い時間をかけて育てた木々を伐って、使って、植えて、育てるという循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、近年においては、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、森林資源の循環利用への影響をはじめ、森林の多面的機能の低下が懸念されている。

私たちは、改めて森林がもたらしてくれる恩恵を思い起こし、先人達が守り、育ててきたこの郷土の恵みである森林を健全な姿で次の世代へと引き継いでいかなければならない。

このためには、森林が有する木材等生産機能と水源の涵養、県土の保全、生物多様性の保全などの公益的機能が発揮されるよう、適地適木を旨として、林業採算性が高いと見込まれる森林については再造林を推進し、それ以外の森林については針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林や広葉樹林への誘導を進めるなど、森林資源の適正な管理・利用が図られなければならない。そして、森林から得られる様々な利益は、森林所有者はもとより、社会全体へ還元されることが望まれる。

このような認識の下、森林の多面的機能の発揮に向けた循環型林業の実現のため、県民一丸となって再造林を進め、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を守り育てていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、再造林を推進するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、再造林の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）再造林 人工林を伐採した跡地において、再び苗木を植栽し、森林を造成することをいう。
 - （2）森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
 - （3）多面的機能 森林が有する木材等生産機能及び水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全その他の公益的機能を合わせた機能をいう。
 - （4）循環型林業 木材として伐って使用した後、植林及び保育を行い、世代交代をさせて森林資源を持続的に活用していく林業をいう。
 - （5）県産材 県内で生産された木材をいう。
 - （6）造林事業 植栽、下刈り、除伐等健全な森林の造成や育成を行う事業をいう。

（基本理念）

- 第3条 再造林は、森林の多面的機能による恩恵を広く県民が受けていることに鑑み、再造林の重要性について県民の理解を深めることにより推進されなければならない。
- 2 再造林は、持続可能な森林の利用に向けて、効率化を図り、収益性を向上させるとともに、県産材の需要を拡大することにより推進されなければならない。
- 3 再造林は、林業の担い手の処遇及び労働環境を改善させることにより推進されなければならない。
- 4 再造林は、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者及び県民の適切な役割分担及び相互の連携により推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、再造林の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、広域行政を担う者として、市町村との適切な役割分担を踏まえつつ、市町村の実施する再造林に関する施策に協力し、及びこれを支援するものとする。
- 3 県は、再造林に関する森林組合及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 4 県は、再造林に関する施策を効率的に推進するため、県、市町村、森林所有者、森林組合、事業者等が相互に連携を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念に基づき、地域の林業行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、森林所有者、森林組合及び事業者と連携するとともに、再造林を推進するための情報を共有し、地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施に努めるものとする。

（森林所有者の役割）

- 第6条 森林所有者は、基本理念に基づき、自らの所有する森林について経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）の一環として、再造林（施業委託を含む。次項において同じ。）に努めるものとする。
- 2 森林所有者は、前項に規定する経営管理の一環としての再造林が困難である場合には、森林組合等への経営管理の委託その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 森林所有者は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

- 第7条 森林組合は、基本理念に基づき、地域における林業の中核的担い手として、再造林の実施に努めるとともに、森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携及び市町村等との連絡調整等に努めるものとする。
- 2 森林組合は、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

- 第8条 林業事業者（伐採、造林、保育その他の森林における施業を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、再造林の実施並びに森林組合等との連携及び情報等の交換に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 木材産業事業者（木材の加工又は流通を行う者をいう。以下同じ。）は、基本理念に基づき、県産材の積極的な活用及び木材産業の振興を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 その他の事業者（林業事業者及び木材産業事業者を除く事業者をいう。）は、基本理念に基づき、自らの事業活動を通じて再造林の推進に努めるとともに、県及び市町村が実施する再造林の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

- 第9条 県民は、基本理念に基づき、森林の多面的機能が県民にとってかけがえのない財産であることを理解するとともに、県産材の積極的な利用等を通じて再造林の推進に努めるものとする。

（再造林の推進に向けた気運の醸成）

- 第10条 県は、森林の多面的機能の重要性について、県民等の理解を深めるための普及啓発を行い、県民等が一丸となって再造林を推進する気運の醸成を図るための施策を講ずるものとする。

（持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進）

第11条 県は、効率的な施業が可能で、林業採算性が高い森林を再造林に優先的に取り組む区域として設定し、当該区域において実施される再造林のための必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、収益性の向上に繋がる森林の集積・集約化を推進するための必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、収益性の向上に繋がる新しい技術の導入等に対する必要な施策を講ずるとともに、国、大学その他の試験研究機関と連携しながら試験研究や技術開発を推進するための必要な施策を講ずるものとする。

（循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大）

第12条 県は、自ら率先して県産材を利用するよう努めるとともに、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を図るための木造住宅の普及及び非住宅施設の木造化等を推進するための必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産材の利用促進に資するため、試験研究や技術開発を推進するとともに、国、大学その他の試験研究機関との連携その他必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を支える担い手及び事業者等の確保）

第13条 県は、再造林を支える林業の担い手の処遇及び労働環境の改善のための必要な施策を講ずるとともに、多様な担い手を確保するための必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、再造林を支える林業事業者等を確保するため、造林事業に取り組む林業事業者及び森林組合並びに新たに造林事業へ参入する事業者に対する必要な施策を講ずるものとする。

（再造林を推進するための地域体制の整備）

第14条 県は、市町村及び事業者等が相互協力のもと、森林組合が中心となって、森林所有者からの伐採等の相談に対応し、及び再造林の推進に必要な情報の共有等を行うための地域の特性を踏まえた体制を整備するものとする。

（他の条例との関係）

第15条 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、森林の多面的機能の持続的な発揮のため、必要に応じ、宮崎県水と緑の森林づくり条例（平成17年宮崎県条例第82号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

2 県は、この条例の規定により再造林を推進するに当たっては、県産材の利用促進のため、必要に応じ、宮崎県木材利用促進条例（令和3年宮崎県条例第20号）により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、再造林に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。